

● 軽自動車税 ●

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（これらを総称して「軽自動車等」といいます。）に対し、その所有しているかたに課税されるものです。

納める人（納税義務者）

毎年4月1日（賦課期日）現在、主たる定置場が佐倉市内にある軽自動車等の所有者（所有権留保付割賦販売の場合は、使用者を所有者とみなします。）です。

納税の方法

5月中旬に送付する納付書で、5月31日までに年税額を納めていただきます。

なお、自動車税と異なり軽自動車税には、月割課税制度はありません。そのため、4月2日以降に軽自動車等を所有した場合には、その年度分は課税されませんが、4月1日時点で車両を所有しており、4月2日以降に廃車や名義変更をした場合には、その年度分の税金は全額納付していただくことになります。

税率

●原動機付自転車・軽二輪・二輪の小型自動車の税率

車 種	区 分	年 税 額
原動機付自転車	総排気量が 50cc 以下のものまたは定格出力が 0.6kw 以下のもの （ミニカーを除く。）	2,000 円
	二輪のもので総排気量が 125cc 以下かつ最高出力が 4.0kw 以下のもの（新基準原付）	2,000 円
	定格出力が 0.6kw 以下のもので車体の長さが 1.9m 以下、幅が 0.6m 以下であり、最高速度が 20km/h 以下のもの（特定原付）	2,000 円
	二輪のもので総排気量が 50cc を超え 90cc 以下のもの（新基準原付を除く。）または定格出力が 0.6kw を超え、0.8kw 以下のもの	2,000 円
	二輪のもので総排気量が 90cc を超え 125cc 以下のもの（新基準原付を除く。）または定格出力が 0.8kw を超え、1kw 以下のもの	2,400 円
	三輪以上のもので総排気量が 20cc を超え 50cc 以下または定格出力が 0.25kw を超えるものであり、特定原付以外のもの（ミニカー）	3,700 円
小型特殊自動車	農耕作業用（コンバイン・田植機等）	2,400 円
	その他（フォークリフト・ショベルローダー等）	5,900 円
軽二輪車	排気量が 125cc を超え 250cc 以下のものまたは定格出力が 1kw を超えるもの	3,600 円
二輪の小型自動車	総排気量が 250cc を超えるもの	6,000 円

●三輪・四輪の軽自動車の税率

車検証の上部に記載がある「初度検査年月」によって税率が異なります。

環境負荷の大きい車に対しては、「重課税率」が適用されます。

車種		旧税率 初度検査年月が 「平成 27 年 3 月」以前 の車両かつ、初度検査年 月から 13 年目までの車両	新税率 初度検査年月が 「平成 27 年 4 月」以降 の車両	重課税率 初度検査年月から 14 年 目以降の車両(令和 8 年 度課税は、初度検査年月 が「平成 25 年 3 月」以前 の車両	
三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	
四輪	乗用	営業	5,500 円	6,900 円	8,200 円
		自家	7,200 円	10,800 円	12,900 円
	貨物	営業	3,000 円	3,800 円	4,500 円
		自家	4,000 円	5,000 円	6,000 円

●グリーン化特例による軽減税率

環境負荷の小さい車両に対して、燃費性能に応じて軽減税率が適用されます。

下表の「軽減税率の対象」に該当する車両で、その初度検査年月が下表の「初度検査年月」の期間中に含まれる場合、初度検査年月の属する年度の翌年度分に限り軽自動車税が軽減されます。

軽減税率の区分		概ね 75%軽減	概ね 50%軽減	
軽減税率の対象		電気自動車・ 天然ガス自動車※1	ガソリン車・ハイブリッド車※2 令和 12 年度燃費基準 90%達成車かつ 令和 2 年度燃費基準達成車	
初度検査年月		R. 7. 4~R10. 3	R7. 4~R8. 3	
三輪	乗用営業	1,000 円	2,000 円	
	その他	1,000 円	対象外	
四輪	乗用	営業	1,800 円	3,500 円
		自家	2,700 円	対象外
	貨物	営業	1,000 円	対象外
		自家	1,300 円	対象外

※1 天然ガス自動車は、平成 30 年排出ガス規制に適合する車両または平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物を低減する車両に限ります。

※2 ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準値 75%低減達成車または平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限ります。

手続き

【登録・変更・廃車等の手続き場所】

1. 原動機付自転車〔125cc までのバイク〕及び小型特殊自動車

市民税課 TEL043-484-6114

必要なもの 手続き内容	本人確認 書類	標識	標識交付 証明書	その他必要なもの
新車・中古車登録	○			販売証明書または廃車証明書及び譲渡証明書
市内居住者への譲渡	○	*	○	譲渡証明書
廃車・処分	○	○	○	
市外転出	○	○	○	

*ナンバーを変更する場合のみ必要

2. 軽二輪車及び二輪の小型自動車〔125cc を超えるバイク〕

関東運輸局千葉運輸支局 千葉市美浜区新港 198 TEL050-5540-2022

3. 軽自動車〔三輪・四輪〕

軽自動車検査協会千葉事務所 千葉市美浜区新港 223-8 TEL050-3816-3114

※ 佐倉市外へ転出されている場合は、転出先の市区町村または住所地管轄の運輸支局若しくは軽自動車検査協会にお問い合わせください。

【原動機付自転車等の一時抹消手続きの不可について】

原動機付自転車及び小型特殊自動車（原動機付自転車等）については、軽二輪車・二輪の小型自動車と異なり一時抹消制度がありません。また、軽自動車税は、車両を所有していることを要件として所有者に課税されるものであり、故障中の車両等の公道を走行しない（走行できない）軽自動車等であっても課税対象になります。

軽自動車税の課税を免れるために、原動機付自転車等を所有しているにもかかわらず一時的に廃車手続きをした場合、地方税法第 455 条の規定（軽自動車税の脱税に関する罪）により **100 万円以下の罰金刑**が科される場合がありますのでご注意ください。

もし、標識（ナンバープレート）を返納した状態で所有し続けている原動機付自転車等がありましたら、抹消手続きをした時点まで遡って軽自動車税を課税（原則、過去 3 年間分まで）いたしますので、市民税課で再登録の手続きをしてください。

身体障害者のかた等に対する減免

身体、精神または知的機能に障害があり、歩行が困難なかたが所有する軽自動車等（障害者と生計を一にするかたが所有する軽自動車等を含む）は、申請により減免を受けられる場合があります。ただし、この制度は身体障害者等 1 人につき 1 台に限られ、自動車税の減免との併用はできません。また、障害の区分・等級によっては減免の対象にならない場合がありますので、市民税課までお問い合わせください。